

川崎市告示第246号

指定地域密着型サービス事業者の指定について

介護保険法(平成9年法律第123号)第42条の2第1項本文及び同法第54条の2第1項本文の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定したので、同法第78条の10及び同法第115条の18の規定に基づき告示します。

平成21年4月23日

川崎市長 阿部孝夫

介護保険事業所番号	1495600080
事業所の名称及び所在地	ニチイのほほえみ栗平 川崎市麻生区栗平1丁目2-13
申請者の名称及び主たる事業所の所在地	株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台2-9
代表者の氏名	森 嶷
指定年月日	平成21年4月1日
サービスの種類	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護

川崎市告示第247号

指定地域密着型サービス事業者の指定について

介護保険法(平成9年法律第123号)第42条の2第1項本文及び同法第54条の2第1項本文の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定したので、同法第78条の10及び同法第115条の18の規定に基づき告示します。

平成21年4月23日

川崎市長 阿部孝夫

介護保険事業所番号	1495200048
事業所の名称及び所在地	グループホームのんびりーす 川崎市中原区下小田中5丁目3番7号
申請者の名称及び主たる事業所の所在地	社会福祉法人ばなな会 神奈川県川崎市中原区上丸子八幡町816
代表者の氏名	矢野 達郎
指定年月日	平成21年4月1日
サービスの種類	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護

川崎市告示第248号

指定地域密着型サービス事業者の指定について

いて

介護保険法(平成9年法律第123号)第42条の2第1項本文及び同法第54条の2第1項本文の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定したので、同法第78条の10及び同法第115条の18の規定に基づき告示します。

平成21年4月23日

川崎市長 阿部孝夫

介護保険事業所番号	1495200048
事業所の名称及び所在地	グループホームのんびりーす 川崎市中原区下小田中5丁目3番7号
申請者の名称及び主たる事業所の所在地	社会福祉法人ばなな会 神奈川県川崎市中原区上丸子八幡町816
代表者の氏名	矢野 達郎
指定年月日	平成21年4月1日
サービスの種類	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護

川崎市告示第249号

指定地域密着型サービス事業者の指定について

介護保険法(平成9年法律第123号)第42条の2第1項本文及び同法第54条の2第1項本文の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定したので、同法第78条の10及び同法第115条の18の規定に基づき告示します。

平成21年4月23日

川崎市長 阿部孝夫

介護保険事業所番号	1495100123
事業所の名称及び所在地	デイサービス・バナナ園 川崎市幸区小倉811番地
申請者の名称及び主たる事業所の所在地	社会福祉法人ばなな会 神奈川県川崎市中原区上丸子八幡町816
代表者の氏名	矢野 達郎
指定年月日	平成21年4月1日
サービスの種類	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護

川崎市告示第250号

川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第23条の5の規定に基づき、川崎市市税条例の規定による寄附金の指定について(平成21年川崎市告示第92号)の一部

を改正し、平成21年1月1日以後に支出する分から適用しますので、同条例第23条の6第2項の規定により告示します。

平成21年4月24日

川崎市長 阿部 孝夫

表中に次のように加える。

社会福祉法人横浜YMC A福祉会(川崎市高津区溝口1丁目19番1号)	左に掲げる者の主たる目的である業務に関連する寄附金
学校法人慶應義塾(川崎市幸区新川崎7番1号)	左に掲げる者の主たる目的である業務に関連する寄附金

川崎市告示第251号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、この都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成21年4月27日

川崎市長 阿部 孝夫

- 都市計画の種類及び名称
川崎都市計画用途地域
- 都市計画を定める土地の区域
追加する部分
なし
削除する部分
なし
変更する部分
川崎市多摩区三田5丁目及び長沢1丁目地内
- 縦覧場所
川崎市まちづくり局計画部都市計画課

川崎市告示第252号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、この都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成21年4月27日

川崎市長 阿部 孝夫

- 都市計画の種類及び名称
川崎都市計画高度地区
- 都市計画を定める土地の区域
追加する部分
なし

削除する部分

なし

変更する部分

川崎市多摩区三田5丁目及び長沢1丁目地内

3 縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課

川崎市告示第253号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第19条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、この都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成21年4月27日

川崎市長 阿部 孝夫

- 都市計画の種類及び名称
川崎都市計画地区計画
(黒川実習農場地区地区計画)
- 都市計画を定める土地の区域
追加する部分
川崎市麻生区黒川地内
削除する部分
なし
変更する部分
なし
- 縦覧場所
川崎市まちづくり局計画部都市計画課

川崎市告示第254号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の2第1項の規定に基づき市税の収納事務を私人に委託したので、同条第6項において準用する同令第158条第2項の規定により、次のとおり告示します。

平成21年4月28日

川崎市長 阿部 孝夫

- 受託者の住所及び名称
所在地 東京都江東区豊洲三丁目3番3号
名称 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
代表者 代表取締役社長 山下 徹
- 委託期間
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

川崎市告示第255号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。)第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第17条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項(第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき告示します。

平成21年4月28日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

引取りの場所

別紙表記載の保管場所

引取りのできる日時

火曜日から日曜日までの間の午前11時から午後7時まで

ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

引取りに要する費用

自 転 車 2,500円

原動機付自転車 5,000円

自 動 二 輪 車 10,000円

持参するもの

自転車等の鍵

印鑑

住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引き取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第256号

東扇島西公園及び東公園駐車場機器管理等業務委託

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、川崎市港湾施設条例及び同条例施行規則の規定に基づく施設の使用料の収納事務を含む業務を委託したので、同条第2項の規定により、告示します。

平成21年4月28日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 受託者の所在地及び名称

横浜市北区菊名7丁目3番22号アマノ第二ギャラクシービル

アマノマネジメントサービス 株式会社

2 委託事務

川崎市港湾施設条例第13条第1項第19号及び第20号に規定する使用料に関する収納事務

3 委託期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

川崎市告示第257号

東扇島東公園及び中公園管理業務委託

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、川崎市港湾施設条例及び同条例施行規則の規定に基づく施設の使用料の収納事務を含む業務を委託したので、同条第2項の規定により、告示します。

平成21年4月28日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 受託者の所在地及び名称

川崎市川崎区南町20番地3

秋山商事 株式会社

2 委託事務

川崎市港湾施設条例第13条第1項第19号に規定する使用料に関する収納事務

3 委託期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

川崎市告示第258号

川崎市教育委員会文化財課刊行物の有償頒布業務に係る収納事務の委託

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、川崎市教育委員会文化財課刊行物の頒布代金の収納事務を委託したので、同施行令第158条第2項の規定により告示します。

平成21年4月28日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 受託者の所在地及び名称

川崎市川崎区東田町8番地

川崎市職員生活協同組合

2 委託する事務の種類

川崎市教育委員会文化財課刊行物の頒布代金の収納事務

3 委託する期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

川崎市告示第259号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の医療機関の指定を行いましたので、同法第55条の2第1号の規定に基づき告示します。(別表省略)

平成21年4月30日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市告示第260号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定によ

り医療機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の医療機関の指定を行いましたので、同法第55条の2第1号の規定に基づき告示します。（別表省略）

平成21年4月30日

川崎市長 阿部 孝 夫

川崎市告示第261号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関の指定を行いましたので、同法第55条の2第1号の規定に基づき告示します。（別表省略）

平成21年4月30日

川崎市長 阿部 孝 夫

川崎市告示第262号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関の変更並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の医療機関の変更を行いましたので、同法第55条の2第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

平成21年4月30日

川崎市長 阿部 孝 夫

川崎市告示第263号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の廃止を行いましたので、同法第55条の2第2号の規定に基づき告示します。（別表省略）

平成21年4月30日

川崎市長 阿部 孝 夫

川崎市告示第264号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の廃止を行いましたので、同法第55条の2第2号の規定に基づき告示します。（別表省略）

平成21年4月30日

川崎市長 阿部 孝 夫

川崎市告示第265号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関の廃止を行いましたので、同法第55条の2第2号の規定に基づき告示します。（別表省略）

平成21年4月30日

川崎市長 阿部 孝 夫

川崎市告示第266号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により指定医療機関の辞退による廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の辞退による廃止を行いましたので、同法第55条の2第3号の規定に基づき告示します。（別表省略）

平成21年4月30日

川崎市長 阿部 孝 夫

川崎市告示第267号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の施術者の指定を行いましたので、同法第55条の2第1号の規定に基づき告示します。（別表省略）

平成21年4月30日

川崎市長 阿部 孝 夫

川崎市告示第268号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の施術者の指定を行いましたので、同法第55条の2第1号の規定に基づき告示します。（別表省略）

平成21年4月30日

川崎市長 阿部 孝 夫

川崎市告示第269号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により指定施術者の変更並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定施術者の変更を行いましたので、

同法第55条の2第2号の規定に基づき告示します。(別表省略)

平成21年4月30日

川崎市長 阿部孝夫

川崎市告示第270号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により介護機関の指定及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の介護機関の指定を行いましたので、同法第55条の2第1号の規定に基づき別表のとおり告示します。(別表省略)

平成21年4月30日

川崎市長 阿部孝夫

川崎市告示第271号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の廃止を行いましたので、同法第55条の2第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。(別表省略)

平成21年4月30日

川崎市長 阿部孝夫

川崎市告示第272号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の変更及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の変更を行いましたので、同法第55条の2第2号の規定に基づき告示します。(別表省略)

平成21年4月30日

川崎市長 阿部孝夫

川崎市告示第273号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により介護機関の指定及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の介護機関の指定を行いましたので、同法第55条の2第1号の規定に基づき別表のとおり告示します。(別表省略)

平成21年4月30日

川崎市長 阿部孝夫

川崎市告示第274号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の廃止を行いましたので、同法第55条の2第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。(別表省略)

平成21年4月30日

川崎市長 阿部孝夫

川崎市告示第275号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の変更及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の変更を行いましたので、同法第55条の2第2号の規定に基づき告示します。(別表省略)

平成21年4月30日

川崎市長 阿部孝夫

公 告

川崎市公告第156号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成21年4月17日

川崎市長 阿部孝夫

競争入札に付する事項	件名	川崎市住民基本台帳カード
	履行場所	川崎市市民・こども局市民協働推進課
	履行期限	平成21年10月30日
参加資格	川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。	

	川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 入札期日において平成21・22年度川崎市製造の請負・物件の買入れ等有資格業者名簿の業種「印刷」、種目「特殊印刷」に登載されており、かつ、A又はBの等級に格付けされていること。 この製造物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入することができること。 過去10年以内に、この製造物品について類似の契約実績があること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局管財部契約課物品契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2093
入札日時等	平成21年5月19日 11時00分(川崎市役所本庁舎地下入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

川崎市公告第157号

(仮称)新川崎F地区計画に係る条例環境
影響評価方法書について

川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第10条の規定に基づく条例環境影響評価方法書の提出がありましたので、同条例第11条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成21年4月17日

川崎市長 阿部 孝夫

条例環境影響評価方法書について

- 1 指定開発行為者
東京都千代田区大手町二丁目1番1号
株式会社ゴールドクレスト
代表取締役社長 安川 秀俊
- 2 指定開発行為の名称及び種類
名 称
(仮称)新川崎F地区計画
種 類
住宅団地の新設(第1種行為)
大規模建築物の新設(第1種行為)
- 3 指定開発行為を実施する区域
川崎市幸区新小倉2番
- 4 指定開発行為の目的及び内容
目 的
住宅団地の新設
内 容
区域面積:約60,970㎡
計画人口(計画戸数):7,500人(2,500戸)
建物高さ:約45m
延べ面積:約224,510㎡
- 5 指定開発行為の施行期間
平成22年度(着工予定)~平成31年度(完了予定)
- 6 条例方法書の要旨

第1章 指定開発行為の概要

第2章 計画地及びその周辺地域の概況並びに環境の特性

第3章 環境影響評価項目の選定等

第4章 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法

第5章 関係地域の範囲

第6章 その他

7 条例方法書の写しの縦覧の期間、場所及び時間

期 間

平成21年4月17日(金)から平成21年6月1日(月)

ま だ

土曜日、日曜日等閉庁日は除きます。

ただし、中原区役所、幸区役所では第2・第4土曜日の午前中も縦覧を行っています。

場 所

中原区役所、幸区役所、日吉出張所及び本庁(環境局環境評価室)

時 間

午前8時30分から午後5時まで

川崎市公告第158号

(仮称)鷺沼四丁目マンション計画に係る
条例環境影響評価書について

川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第26条の規定に基づく条例環境影響評価書の提出がありましたので、同条例第27条の規定に基づき、その旨及び川崎市環境影響評価に関する条例施行規則(平成12年川崎市規則第106号)第32条に定める事項について次のとおり公告します。

平成21年4月17日

川崎市長 阿部 孝夫

条例環境影響評価書について

1 指定開発行為者

- 住 所 東京都渋谷区南平台町5番6号
 名 称 東京急行電鉄株式会社
 代表者 取締役社長 越村 敏昭
- 2 指定開発行為の名称及び種類
 名 称
 鷺沼四丁目マンション計画
 種 類
 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(第3種行為)
 住宅団地の新設(第2種行為)
 大規模建築物の新設(第2種行為)
- 3 指定開発行為を実施する区域
 川崎市宮前区鷺沼四丁目11番1外
- 4 指定開発行為の目的及び内容
 目 的
 集合住宅の新設
 内 容
 ア 区域面積 約26,707㎡
 イ 延べ面積 約60,013㎡
 ウ 建物高さ 約14.99m(2棟)・
 約19.99m(1棟)
 エ 計画住宅戸数 約481戸
 オ 計画人口 約1,505人
- 5 指定開発行為の施行期間
 平成21年6月(着工予定)~平成24年3月(完了予定)
- 6 条例評価書の要旨
 第1章 指定開発行為の概要
 第2章 計画地及びその周辺地域の概況並びに環境の特性
 第3章 環境影響評価項目の選定等
 第4章 環境影響評価
 第5章 環境保全のための措置
 第6章 環境配慮項目に関する措置
 第7章 環境影響の総合的な評価
 第8章 事後調査計画
 第9章 関係地域の範囲
 第10章 市民意見等の概要及び指定開発行為者の見解
 第11章 条例審査書の審査結果と指定開発行為者の見解
 第12章 その他
- 7 条例評価書の写しの縦覧の期間、場所及び時間
 期 間
 平成21年4月17日(金)から平成21年5月18日(月)まで
 土曜日、日曜日等閉庁日は除く。ただし、宮前区役所では第2・第4土曜日の午前中も縦覧を行います。

- 場 所
 川崎市：宮前区役所、向丘出張所及び本庁(環境局環境評価室)
 横浜市：青葉区役所及び環境創造局環境影響評価課
 時 間
 川崎市：午前8時30分から午後5時00分まで
 横浜市：午前8時45分から午後5時15分まで

川崎市公告第159号
 都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成21年4月17日

川崎市長 阿部 孝夫

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
 川崎市高津区上作延字原間谷251番1
 ほか4筆 2,601平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 横浜市西区北幸二丁目9番14号
 相鉄不動産株式会社 代表取締役 久保田 豊
 横浜市西区北幸二丁目9番14号
 相鉄不動産販売株式会社 代表取締役 鹿島 泰之
- 3 予定建築物の用途
 一戸建ての住宅 計画戸数：20戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
 平成20年11月10日
 川崎市指令ま情報開発(イ)第98号

川崎市公告第160号

マンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成14年法律第78号)第9条第1項の規定に基づき認可したので、次のとおり公告し、同法第14条第1項の図書を縦覧に供します。

平成21年4月17日

川崎市長 阿部 孝夫

- 1 組合の名称
 川崎駅北口地区第2街区10番地地区マンション建替組合
- 2 施行マンションの名称
 京浜駅前共同ビル、波田野中村ビル
- 3 敷地の区域
 神奈川県川崎市川崎区駅前本町10番地5、8~16、18
- 4 施行再建マンション敷地の区域
 神奈川県川崎市川崎区駅前本町10番地5~18
- 5 事務所の所在地
 神奈川県川崎市幸区幸町2-680-13

- 6 設立認可の年月日
平成21年4月17日
- 7 事業期間
平成21年4月から平成23年12月まで
- 8 事業年度
平成21年度、平成22年度及び平成23年度
- 9 公告の方法
川崎市役所掲示板に掲示
- 10 権利変換又は借家権の取得を希望しない旨の申出を
することができる期間
公告のあった日から30日以内

- 11 縦覧場所
川崎市まちづくり局市街地開発部市街地整備推進課
- 12 縦覧期間
閉庁日を除く月曜日から金曜日の午前8時30分から
午後5時まで

川崎市公告第161号
一般競争入札について次のとおり公告します。
平成21年4月20日
川崎市長 阿部 孝夫

(案件1)

競争入札に 付する事項	件名	宮本町地区ほか下水枝線第101号工事
	履行場所	川崎市川崎区宮本町、本町1丁目地内ほか
	履行期限	平成22年3月15日限り
参加資格	川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 建設業退職金共済制度に加入していること。 川崎市内に本社を有すること。 平成21・22年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」ランク「A」で登録されている者 主観評価項目の合計点が20点以上であること。 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局管財部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成21年5月25日 13時30分(川崎市役所本庁舎地下入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	本工事は予定価格の事前公表案件です。 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件名	黒川地区ほか下水枝線第2号工事
	履行場所	川崎市麻生区黒川、岡上地内ほか
	履行期限	平成22年3月15日限り
参加資格	川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 建設業退職金共済制度に加入していること。 川崎市内に本社を有すること。 平成21・22年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「A」で登録されている者 主観評価項目の合計点が20点以上であること。 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。	

	有効期間内の経営事項審査の総合評価値通知書を有していること。 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局管財部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成21年5月25日 13時30分(川崎市役所本庁舎地下入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	本工事は予定価格の事後公表試行案件です。 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件3)

競争入札に付する事項	件名	富士見地区下水枝線第1号工事
	履行場所	川崎市川崎区富士見1丁目地内
	履行期限	平成22年3月15日限り
参加資格	川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 建設業退職金共済制度に加入していること。 川崎市内に本社を有すること。 平成21・22年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「A」で登録されている者 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 有効期間内の経営事項審査の総合評価値通知書を有していること。 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局管財部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成21年5月25日 13時30分(川崎市役所本庁舎地下入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	本工事は予定価格の事前公表案件です。 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件4)

競争入札に付する事項	件名	登戸土地区画整理地区内下水枝線その5工事
	履行場所	川崎市多摩区登戸地内
	履行期限	190日間
参加資格	川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 建設業退職金共済制度に加入していること。 川崎市内に本社を有すること。 平成21・22年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されている者 業種「下水管きよ」における過去3年間の本市工事成績評点の平均点が入札参加申込時点において65点以上であること。なお、工事成績評点がない場合は0点とする。(主観評価項目制度採用) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 有効期間内の経営事項審査の総合評価値通知書を有していること。	

	主任技術者(業種「土木」)を専任で配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局管財部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成21年5月13日 13時30分(川崎市役所本庁舎地下入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	本工事は予定価格の事後公表試行案件です。 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名	有馬地区ほか下水枝線第4号工事
	履行場所	川崎市宮前区有馬3丁目、東有馬3丁目地内ほか
	履行期限	平成22年3月15日限り
参加資格	<p>川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 建設業退職金共済制度に加入していること。 川崎市内に本社を有すること。 平成21・22年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「A」で登録されている者 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局管財部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2098	
入札日時等	平成21年5月25日 13時30分(川崎市役所本庁舎地下入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	本工事は予定価格の事後公表試行案件です。 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

川崎市公告第162号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成21年4月20日

川崎市長 阿部 孝夫

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市中原区宮内4丁目559番2
ほか5筆 1,225平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
横浜市神奈川区栄町5番地1
三井不動産レジデンシャル株式会社 横浜支店
執行役員横浜支店長 池上 澄善
- 3 予定建築物の用途

一戸建ての住宅 計画戸数:11戸

4 開発許可年月日及び許可番号

平成20年12月16日

川崎市指令ま情報開発(イ)第118号

川崎市公告第163号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成21年4月20日

川崎市長 阿部 孝夫

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市宮前区水沢2丁目2726番1
の一部 999平方メートル

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
横浜市西区楠町14番5 タイムズビル2F
浜住研株式会社 代表取締役 齋藤 善信
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅 計画戸数：7戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成20年9月16日
川崎市指令ま情開発(イ)第74号

川崎市公告第164号

道路位置の指定について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築指導課に備えて縦覧に供します。

平成21年4月21日

川崎市長 阿部 孝夫

築造主 住所・氏名	川崎市高津区溝口二丁目9番26号 株式会社 三島屋ハウジング 代表取締役 大谷 和夫		
道路位置の 地名・地番	川崎市高津区下作延字北ノ谷1837番15 の一部		
幅員	4.00 メートル	延長	5.00 メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま情指導 第1502号		指定 年月日	平成21年 4月21日

別図省略

川崎市公告第165号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成21年4月22日

川崎市長 阿部 孝夫

(案件1)

競争入札に 付する事項	件名	西中原中学校耐震補強工事
	履行場所	川崎市中原区下小田中2丁目17番1号
	履行期限	平成21年9月30日限り
参加資格	<p>川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>川崎市内に本社を有すること。</p> <p>平成21・22年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されている者</p> <p>「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>主任技術者(業種「建築」)を配置できること。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局管財部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成21年5月25日 14時30分(川崎市役所本庁舎地下入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	本工事は予定価格の事前公表案件です。 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

川崎市公告第166号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成21年4月24日

川崎市長 阿部 孝夫

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市宮前区野川字南耕地2324番6

- ほか24筆(第1工区) 685平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川崎市高津区久本3丁目13番10号
株式会社 さくらホーム 代表取締役 遠藤 裕希
 - 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅 計画戸数:17戸
 - 4 開発許可年月日及び許可番号
平成20年3月21日
川崎市指令 ま開 (イ)第198号
平成20年12月25日
川崎市指令ま情開発(イ)第126号(変更)

川崎市公告第167号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成21年4月24日

川崎市長 阿部 孝夫

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市高津区末長字富士見台546番1
ほか22筆の一部 2,971平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都町田市鶴間1887番地2
株式会社 さくら建設 代表取締役 高野 正道
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅 計画戸数:15戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成20年2月20日
川崎市指令 ま開 (イ)第181号
平成20年4月23日

- 川崎市指令ま情開発(イ)第13号(変更)
平成20年8月4日
川崎市指令ま情開発(イ)第52号(変更)
平成21年3月13日
川崎市指令ま情開発(イ)第157号(変更)

川崎市公告第168号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成21年4月24日

川崎市長 阿部 孝夫

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市多摩区南生田二丁目1番2
ほか2筆 1,578平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
横浜市戸塚区矢部町1番地29
株式会社 横浜建物 代表取締役 小林 哲之
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅 計画戸数:12戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成20年12月19日
川崎市指令ま情開発(イ)第121号
平成21年2月17日
川崎市指令ま情開発(イ)第148号(変更)

川崎市公告第169号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成21年4月24日

川崎市長 阿部 孝夫

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	幸区ほか中大口径実施設計委託第1号
	履行場所	川崎市川崎区、幸区地内
	履行期限	平成22年3月15日 限り
参加資格	川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 平成21・22年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「下水道部門」で登録されている者 平成13年6月以降、日本下水道協会発行の「管更生の手引き(案)」に基づき、800mm以上の円形管、または短辺900mm以上の非円形断面の管きょについて、更生工法(複合管)における基本または実施設計の実績を有すること。 なお、類似委託実績をTECRISにより確認できること。 技術士(総合技術管理部門)の資格を有するものを配置すること。 なお、類似委託実績をTECRISにより確認できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局管財部契約課契約管理係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	

入札日時等	平成21年5月21日 14時30分(川崎市役所本庁舎地下入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

川崎市公告第170号

(仮称)久地プロジェクトに係る事後調査
報告書(供用時その3)について

川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第34条第1項の規定に基づく事後調査報告書の提出がありましたので、同条例第35条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成21年4月24日

川崎市長 阿部 孝夫

事後調査報告書について

1 事後調査実施者

東京都港区芝二丁目32番1号
株式会社長谷工コーポレーション
代表取締役社長 岩尾 崇

2 指定開発行為の名称及び種類

名 称
(仮称)久地プロジェクト
種 類

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(第2種行為)

住宅団地の新設(第2種行為)
工場又は事業所の新設(第2種行為)
大規模建築物の新設(第1種行為)

3 事後調査報告書(供用時その3)の要旨
指定開発行為の概要

- ア 指定開発行為者
- イ 指定開発行為の名称及び種類
- ウ 指定開発行為を実施する区域
- エ 指定開発行為の目的及び内容
- オ 指定開発行為の手続経過
- カ 指定開発行為の実施状況
- キ 環境保全のための措置の実施状況

事後調査

- ア 事後調査の項目
- イ 事後調査の目的
- ウ 事後調査の手法
- エ 事後調査の結果
- オ 調査結果の検証
- カ 調査結果の考察

4 事後調査報告書(供用時その3)の写しの縦覧期間、

場所及び時間

期 間

平成21年4月24日(金)から平成21年5月25日(月)まで

土曜日、日曜日等閉庁日は除きます。ただし、高津区役所では、第2・第4土曜日の午前中も縦覧を行います。

場 所

高津区役所及び本庁(環境局環境評価室)

時 間

午前8時30分から午後5時まで

川崎市公告第171号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第3項が準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成21年4月27日

川崎市長 阿部 孝夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コストコホールセール川崎倉庫店
川崎市川崎区池上新町3丁目1番6号

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

川崎プロパティ-特定目的会社
東京都千代田区永田町2丁目13番10号
代表取締役 森内ナンシー千代

3 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 10時00分
閉店時刻 20時30分

(変更後) 開店時刻 9時00分
閉店時刻 21時00分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 9時00分から21時00分
(変更後) 8時30分から21時30分

4 変更する年月日

平成21年4月18日

5 届出の年月日

平成21年4月17日

6 届出及び添付書類の縦覧場所

川崎市役所本庁舎4階及び川崎区役所

7 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯

平成21年4月27日から平成21年8月27日までの午前8時30分から午後5時00分まで。ただし、土曜日、日曜日、休日を除く。

8 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から4月以内に、川崎市に対し意見書の提出により、これを述べるができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成21年8月27日

川崎市経済労働局産業振興部商業観光課

川崎市公告第172号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成21年4月27日

川崎市長 阿部 孝夫

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市麻生区岡上字川内88番1

ほか2筆 883平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

川崎市麻生区岡上245番地 梶 信子

3 予定建築物の用途

一戸建ての住宅 計画戸数：5戸

4 開発許可年月日及び許可番号

平成21年1月27日

川崎市指令ま情開発(イ)第136号

川崎市公告第173号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成21年4月27日

川崎市長 阿部 孝夫

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市宮前区初山2丁目957番101

ほか3筆の一部 1,546平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

川崎市宮前区小台1丁目20番地1

株式会社プラザハウス 代表取締役 柳 英明

川崎市宮前区土橋2丁目6番地17

株式会社成建 代表取締役 田畑 誠

3 予定建築物の用途

一戸建ての住宅 計画戸数：9戸

4 開発許可年月日及び許可番号

平成21年1月16日

川崎市指令ま情開発(イ)第133号

川崎市公告第174号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

平成21年4月30日

川崎市長 阿部 孝夫

1 各筆明細

利用権を設定する土地			利用権を設定する者		設定する利用権							利用権を設定を受ける者		利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係
所在	現況地目	面積(m ²)	氏名又は名称	住所	利用権の種類	利用権の内容	始期	終期	借賃(年額)	借賃の支払方法	氏名又は名称	住所		
麻生区黒川字宮添 215 - 1	畑	405	梅澤 修	麻生区黒川85	使用借権	普通畑	平成21年 5月1日	平成22年 3月31日	-	-	川崎市	川崎区宮本町1	使用貸借	
麻生区黒川字宮添 215 - 2	畑	300	同上	同上	同上	同上	同上	同上	-	-	同上	同上	同上	
麻生区黒川字宮添 216 - 1	田	476	洲藤 毅彦	麻生区黒川683	同上	水田	同上	同上	-	-	同上	同上	同上	
麻生区黒川字宮添 216 - 2	田	422	同上	同上	同上	同上	同上	同上	-	-	同上	同上	同上	
計		1,603												

2 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

借賃の支払猶予

利用権を設定する者(以下「甲」という。)は、利用権の設定を受ける者(以下「乙」という。)が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

借賃の減額

利用権の目的物(以下「目的物」という。)が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により農地法(昭和27年法律第229号)第22条に規定する割合を超えることとなったときは、乙は甲に対しその割合に相当する額になるまで借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、農業委員会が認定した額とする。

解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額(土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額)の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかなを問わず返還の代償を請求してはならない。

利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、農業委員会及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙、農業委員会及び市が協議して定める。

川崎市公告第175号

川崎発電所リプレース計画(更新及び新設)に係る法対象条例環境影響評価審査書について

川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第62条第1項の規定に基づき、標記法対象事業に係る法対象条例環境影響評価審査書を次のとおり公告します。

平成21年4月30日

川崎市長 阿部 孝夫

川崎発電所リプレース計画(更新及び増設)に係る法対象条例環境影響評価審査書

平成21年4月

川 崎 市
目 次

はじめに..... 1

1 法対象事業の概要..... 2

2 審査結果及び内容..... 3

 全般的事項..... 3

 個別事項..... 3

 ア 緑(緑の質、緑の量、植栽土壌)..... 3

 イ 電波障害..... 4

 ウ 地域交通(交通混雑、交通安全)..... 4

 エ 安全(火災爆発等)..... 5

 環境配慮項目に関する事項..... 5

 事後調査に関する事項..... 6

3 川崎市環境影響評価に関する
 条例に基づく手続経過..... 6

4 川崎市環境影響評価の審議経過..... 7

はじめに

川崎発電所リプレース計画(更新及び増設)(以下「法対象事業」という。)は、東日本旅客鉄道株式会社(以下「法対象事業者」という。)が、川崎区扇町8番3号の川崎発電所構内、約6.7haの区域において、安定した鉄道輸送とサービスの向上並びに駅ビルやターミナル駅周辺の大規模開発等について自営電力を供給することを目的に、老朽化した1号機及び4号機の更新並びに5号機の増設を行うものである。

法対象事業者は、川崎市環境影響評価に関する条例(以下「条例」という。)に基づき、平成18年2月24日に法対象事業実施届及び法対象条例環境影響評価方法書(以下「法対象条例方法書」という。)を提出した。その後、条例に基づく手続を経て、法対象条例方法審査書を踏まえ、法対象事業が環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行い、平成20年7月8日に法対象条例環境影響評価準備書(以下「法対象条例準備書」という。)を提出した。

市は、この提出を受けて法対象条例準備書の公告、縦覧を行ったところ、市民等から意見書の提出があったことから、法対象事業者が作成した法対象条例見解書の提出を受け、これを公告、縦覧した。

これらの結果をもって、川崎市環境影響評価審議会(以下「審議会」という。)に諮問し、平成21年4月22日に答申を得た。

市では、この答申を踏まえ、本審査書を作成したものである。

1 法対象事業の概要

法対象事業者

法対象事業者の名称：東日本旅客鉄道株式会社

代表者の氏名：代表取締役社長 清野 智

主たる事務所の所在地：

(本社)東京都渋谷区代々木二丁目2番2号

(東京電気システム開発工事事務所)

東京都渋谷区代々木二丁目2番6号

法対象事業の名称及び種類

法対象事業の名称：川崎発電所リプレース計画
(更新及び増設)

法対象事業の種類：発電所(火力発電所)の新設

法対象事業を実施する区域

所在地：川崎市川崎区扇町8番3号

法対象事業実施区域：67,351㎡(工業専用地域)

計画の概要

ア 目的

老朽化した既設4号機及び既設1号機の更新並びに5号機の増設

イ 新設する施設の概要

項 目		新4号機	新1号機	5号機
原動機の種類		ガスタービン及び汽力 (コンバインドサイクル発電方式)		
出 力		21.1万kW	21.1万kW	21.1万kW
燃 料	種 類	天然ガス	天然ガス	天然ガス
	年 間 使 用 量	約1.7億 m ³ N	約1.7億 m ³ N	約1.7億 m ³ N
煙 突 高 さ		100m	100m	100m
取 水 方 式		深 層 取 水 方 式		

2 審査結果及び内容

全般的事項

本計画は、発電所の建設事業であり、工事中における交通安全対策や供用時における火災爆発等の安全対策等、生活環境上の配慮が求められることから、法対象条例準備書に記載した環境保全のための措置等に加え、本審査結果の内容を確実に遵守すること。

また、工事着手前に計画地周辺の関係者に対する工事説明等を行い、環境影響に係る低減策や問合せ窓口等について周知を図ること。

個別事項

ア 緑

(ア) 緑の質

本計画における主要な植栽予定樹種は、耐煙性、耐潮性等、計画地の環境特性に適合すると予測し、さらに、緑豊かで季節により花や実がなる樹種を選定するなどの環境保全のための措置を講ずることから、緑の適切な回復育成を図ることができるとしている。

この評価は概ね妥当であるが、樹木の植栽に当たっては、その時期、養生等について十分配慮すること。

(イ) 緑の量

本計画における緑被率は25.1%で、地区別環境保全水準(25.0%)を上回り、また、中木の一部を高木及び低木で補うことにより「川崎市緑化指針」に基づく緑の量的水準を上回ると予測している。さらに、維持管理計画を作成し、樹木等の健全な育成を図るとともに、十分な管理を行うなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

これらのことから、緑の現状を活かし、かつ、回復育成を図ることができるとしており、この評価は概ね妥当である。

(ウ) 植栽土壌

本計画における植栽基盤の整備に必要な土壌量は1,965㎡と予測している。これに対し、必要な土壌量を上回る良質な客土を使用し、必要に応じて施肥等による土壌改良を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、緑の育成に係る適正な土壌の回復を図ることができるとしている。

この評価は概ね妥当であるが、植栽基盤の整備に当たっては、樹木の育成を支える十分な土壌厚の確保について、市関係部署と協議すること。

イ 電波障害

本計画の実施に伴うテレビ受信障害について、地上アナログ放送は、工事中にしゃへい障害及び反射障害が発生すると予測し、また、地上デジタル放送は、計画地及び隣接する工業専用地域の一部にしゃへい障害が発生するが、住居地域に影響を及ぼさないと予測している。これに対して、工事中は、クレーン未使用時にブームを電波到来方向に向けて下げるなどの環境保全のための措置を講ずることから、良好な受信画質が維持され、かつ現状を悪化させることはないとしている。

この評価は概ね妥当であるが、障害が発生したときの問合せ窓口を関係住民に明らかにし、その対策については確実に実施すること。

ウ 地域交通(交通混雑、交通安全)

交通混雑については、ピーク日ピーク時における交通混雑度は、工事中が0.97、供用時が0.95で、いずれも円滑な走行が可能とされる交通混雑度1.0を下回り、また、ピーク日ピーク時における交差点の需要率は、工事中が0.357~0.793、供用時が0.304~0.657で、いずれも交通量の処理が可能とされる交差点の需要率0.9を下回ると予測している。

一方、交通安全については、車両走行ルートは、ガードレール及び段差により十分な歩車分離がな

され、ほとんどの横断歩道に信号機が設置されていることから、歩行者等の安全が確保されていると予測している。

これらに対し、事業者関係者への公共交通機関の利用の徹底、特定の時間帯における車両の通行を極力避けるなどの環境保全のための措置を講ずることから、生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、車両走行ルートとなっている浜町交差点では、渋滞が頻繁に発生していることから、事業の実施に当たっては、交通安全対策を最優先するとともに、現状の渋滞の状況を考慮した適切な車両の運行管理を徹底すること。また、事前に計画地周辺の関係者に対する工事説明等を行い、交通安全対策や工事中の問合せ窓口等について周知を徹底すること。

エ 安全(火災爆発等)

本計画では、関係法令に則った保安防災設備、消火設備、防災監視設備等を設置するとともに、平常時の保安管理体制及び緊急時の防災体制が確立されていることから、安全は確保されるとしている。さらに、天然ガスを受け入れるパイプラインの設計及び施工に当たっては、高圧ガス導管耐震設計指針に基づき耐震性に優れた管材料や接合方式を採用するなど、周辺環境に支障を及ぼさないよう、万全の措置を講ずることから、人の健康の保護及び生態系の適切な保全の観点からみて必要な事故防止及び安全管理が図られるとしている。

しかしながら、天然ガスやアンモニア等、種々の危険物を取り扱うことから、防災教育、防災訓練等、安全対策を徹底すること。

環境配慮項目に関する事項

法対象条例準備書に記載した「地球温暖化」、「酸性雨」、「資源」、「エネルギー」及び「地震時等の災害」の各項目における環境配慮の措置については、その積極的な取組を図るとともに、具体的な実施の内容については、市に報告すること。

特に、エネルギーについては、発電設備における省エネルギーのための具体的な運転方法を法対象条例評価書で明らかにするとともに、省エネルギーの視점에立った更なる環境配慮の取組が必要であることから、発電設備のみならず、省エネルギー型の設備やシステムの採用を検討すること。

事後調査に関する事項

事後調査については、「緑」を行うとしており、この調査項目の選定は概ね妥当であるが、法対象条例準備書に記載した事後調査計画の内容に加え、個別事項で指摘した内容を踏まえ、目的を明確にして、

- 計画的な事後調査を行うこと。
- 3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過
- 平成18年 2月24日 法対象事業実施届及び法対象条例方法書の受理
- 3月7日 法対象条例方法書公告、縦覧開始
- 3月15日 市長から審議会に法対象条例方法書について諮問
- 4月20日 法対象条例方法書縦覧終了、意見書の締切り
- 意見書の提出 1名、1通
- 6月15日 審議会から市長に法対象条例方法書について答申
- 6月21日 法対象条例方法審査書公告、法対象事業者あて送付
- 平成20年 7月8日 法対象条例準備書の受理
- 7月15日 法対象条例準備書公告、縦覧開始
- 8月28日 法対象条例準備書縦覧終了、意見書の締切り
- 意見書の提出 2名、2通
- 9月22日 法対象条例見解書の受理
- 9月30日 法対象条例見解書公告、縦覧開始
- 10月29日 法対象条例見解書縦覧終了、公聴会開催申出締切り
- 申出者 なし
- 11月25日 市長に審議会から法対象条例準備書について諮問
- 平成21年 4月22日 審議会から市長に法対象条例準備書について答申
- 4月30日 法対象条例審査書公告、法対象事業者あて送付
- 4 川崎市環境影響評価審議会の審議経過
- 平成18年 3月17日 審議会（現地視察）
- 5月16日 審議会（法対象条例方法書事業者説明及び審議）
- 6月14日 審議会（法対象条例方法書答申案審議）

- 平成20年 11月25日 審議会（法対象条例準備書事業者説明及び審議、現地視察）
- 平成21年 3月13日 審議会（法対象条例準備書事業者説明及び審議）
- 4月21日 審議会（法対象条例準備書答申案審議）

川崎市公告第176号
 都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成21年4月30日

川崎市長 阿部 孝夫

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市宮前区土橋7丁目24番17
ほか2筆 2,192平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
横浜市神奈川区栄町5番地1
三井不動産レジデンシャル株式会社 横浜支店
執行役員横浜支店長 高松 茂
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅 計画戸数：14戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成20年5月19日
川崎市指令ま情開発（イ）第23号
平成20年7月25日
川崎市指令ま情開発（イ）第49号（変更）
平成20年8月25日
川崎市指令ま情開発（イ）第63号（変更）
平成21年2月9日
川崎市指令ま情開発（イ）第141号（変更）

川崎市公告第177号
 一般競争入札について次のとおり公告します。
 平成21年4月30日

川崎市長 阿部 孝夫

（案件1）

競争入札に付する事項	件名	等々力水処理センター除じん機修理その他工事
	履行場所	川崎市中原区宮内3-22-1ほか
	履行期限	平成21年10月30日限り
参加資格	川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 建設業退職金共済制度に加入していること。	

	<p>平成21・22年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「水処理施設」で登録されている者</p> <p>機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>主任技術者（業種「機械器具設置」）を専任で配置できること。</p> <p>ただし、請負金額が2,500万円未満の工事は兼任も可</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局管財部契約課建築契約係（〒210 - 8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044 - 200 - 2100
入札日時等	平成21年5月29日 14時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	本工事は予定価格の事後公表試行案件です。 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	大師中学校技術室新築及び校舎耐震補強衛生その他設備工事
	履行場所	川崎市川崎区大師河原2丁目1番1号
	履行期限	平成21年10月30日限り
参加資格	<p>川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>川崎市内に本社を有すること。</p> <p>平成21・22年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備（指定）」ランク「B」で登録されている者</p> <p>「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>管工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>主任技術者（業種「管」）を配置できること。</p> <p>「川崎市水道局指定給水装置工事業業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局管財部契約課建築契約係（〒210 - 8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044 - 200 - 2100	
入札日時等	平成21年5月29日 14時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	本工事は予定価格の事後公表試行案件です。 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	大師中学校技術室新築電気その他設備工事
	履行場所	川崎市川崎区大師河原2丁目1番1号
	履行期限	平成21年10月30日限り
参加資格	<p>川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>建設業退職金共済制度に加入していること。</p>	

	<p>川崎市内に本社を有すること。</p> <p>平成21・22年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「C」で登録されている者</p> <p>「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>主任技術者(業種「電気」)を配置できること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局管財部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成21年5月29日 14時30分(川崎市役所本庁舎地下入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	本工事は予定価格の事後公表試行案件です。 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

公 告 (調 達)

川崎市公告(調達)第106号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成21年5月11日

川崎市長 阿部孝夫

- 1 調達の名称
国保ハイアップシステムパッケージ保守業務委託
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
健康福祉局地域福祉部保険年金課
川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 契約の相手方を決定した日
平成21年3月30日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社 神奈川支社
支社長 團 博己
横浜市西区みなとみらい2丁目3番5号
クイーンズタワーC
- 5 契約金額
33,672,450円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。

川崎市公告(調達)第107号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成21年5月11日

川崎市長 阿部孝夫

- 1 調達の名称
国保ハイアップシステム運用・保守業務委託
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
健康福祉局地域福祉部保険年金課
川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 契約の相手方を決定した日
平成21年3月30日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社 神奈川支社
支社長 團 博己
横浜市西区みなとみらい2丁目3番5号
クイーンズタワーC
- 5 契約金額
45,187,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特

例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。

川崎市公告(調達)第108号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成21年5月11日

川崎市長 阿部孝夫

- 1 調達の名称
国保ハイアップシステムに係るサーバ及び端末機等の賃貸借追加契約
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
健康福祉局地域福祉部保険年金課
川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 契約の相手方を決定した日
平成21年4月7日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
日本電子計算機株式会社
営業本部長 村上 春生
東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 5 契約金額
月額 842,310円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成21年2月25日

川崎市公告(調達)第109号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成21年5月11日

川崎市長 阿部孝夫

- 1 調達の名称
川崎駅東口駅前広場再編整備建築その他工事ほか
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
財政局管財部契約課
川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 落札者を決定した日
平成21年4月20日
- 4 落札者の氏名及び住所
鹿島・五洋・鉄建・重田共同企業体
代表者 鹿島建設 株式会社 横浜支店
執行役員支店長 野村 高男
横浜市中区太田町四丁目51番地
- 5 落札金額

3,650,000,000円

- 6 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成21年3月10日

川崎市公告(調達)第110号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成21年5月11日

川崎市長 阿部孝夫

- 1 調達(製造)した物品
用紙 B 4 約 1,800枚
用紙 A 4 約 72,000枚
用紙 A 3 約 4,800枚
- 2 契約に関する事務担当部局
財政局管財部契約課
川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 落札者を決定した日
平成21年3月10日
- 4 落札者氏名及び住所
理想科学工業 株式会社 理想川崎支店
支店長 森田 昭司
川崎市中原区下沼部1705番地白井ビル
- 5 落札金額(1枚あたりの税抜き単価)
用紙 B 4 381円
用紙 A 4 254円
用紙 A 3 508円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成21年1月26日

川崎市公告(調達)第111号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成21年5月11日

川崎市長 阿部孝夫

- 1 調達(製造)した物品
用紙 B 4 約 15,100箱
用紙 A 4 約 21,800箱
用紙 B 5 約 9,300箱
- 2 契約に関する事務担当部局
財政局管財部契約課

川崎市川崎区宮本町1番地

- 3 落札者を決定した日
平成21年3月10日
- 4 落札者氏名及び住所
理想科学工業 株式会社 理想川崎支店
支店長 森田 昭司
川崎市中原区下沼部1705番地白井ビル
- 5 落札金額(1箱あたりの税抜き単価)
用紙 B 4 1,905円
用紙 A 4 1,270円
用紙 B 5 950円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成21年1月26日

川崎市公告(調達)第112号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成21年5月11日

川崎市長 阿部 孝夫

- 1 調達の名称
平成21年度行政情報システム運用管理及びヘルプデスク業務
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
総務局情報管理部システム管理課
川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 契約の相手方を決定した日
平成21年3月31日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社神奈川支社
支社長 團 博己
横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号
- 5 契約金額
39,060,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約理由
特定役務の調達に係る特例政令第10条第1項第2号の規定による。

川崎市公告(調達)第113号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成21年5月11日

川崎市長 阿部 孝夫

- 1 調達の名称
平成21年度行政情報システム運用支援業務
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
総務局情報管理部システム管理課
川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 契約の相手方を決定した日
平成21年3月31日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社神奈川支社
支社長 團 博己
横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号
- 5 契約金額
68,531,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約理由
特定役務の調達に係る特例政令第10条第1項第2号の規定による。

川崎市公告(調達)第114号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成21年5月11日

川崎市長 阿部 孝夫

- 1 調達の名称
新人事給与システムに係る行政情報システム改修
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
総務局情報管理部システム管理課
川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 契約の相手方を決定した日
平成21年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社神奈川支社
支社長 團 博己
横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号
- 5 契約金額
48,392,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約理由
特定役務の調達に係る特例政令第10条第1項第2号の規定による。

川崎市公告(調達)第115号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規則に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成21年5月11日

川崎市長 阿部孝夫

- 1 役務の名称
平成21年度川崎競輪業務一部委託
- 2 契約担当部局の名称及び所在地
経済労働局公営事業部業務課
川崎区富士見2丁目1番6号
- 3 落札者を決定した日
平成21年3月26日
- 4 落札者の相手方の氏名及び住所
財団法人 日本自転車競技会 会長 小林 盾夫
横浜市西区桜木町6丁目31番地
- 5 落札金額
¥231,786,058円(税抜き)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に基づき公告を行った日
平成21年2月10日

川崎市公告(調達)第116号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成21年5月11日

川崎市長 阿部孝夫

- 1 調達の名称
川崎市教育情報ネットワーク機器賃貸借契約
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
川崎市教育委員会総合教育センター
情報・視聴覚センター
川崎市高津区溝口6-9-3
- 3 契約の相手方を決定した日
平成21年3月24日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
日本電子計算機 株式会社
営業本部長 村上 春生
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
新国際ビル7階
- 5 契約金額
163,207,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

- 7 入札の公示【告示】を行った日
平成21年2月10日

川崎市公告(調達)第117号

入札公告

福祉総合情報システムに係る第11次導入電算装置等の賃貸借及び保守に関する契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成21年5月11日

川崎市長 阿部孝夫

- 1 一般競争入札に付する事項
件名
福祉総合情報システムに係る第11次導入電算装置等の賃貸借及び保守に関する契約
賃貸借物品及び数量
入札説明書によります。
賃貸借物品の特質等
入札説明書によります。
履行場所
入札説明書によります。
履行期間
平成21年10月1日～平成26年9月30日
- 2 競争参加資格に関する事項
この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。
川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規程に該当しないこと。
入札期日において平成21・22年度本市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に、業種「リース」に登録されており、かつ、Aの等級に格付けされていること。
川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
この調達物品及び数量について、確実に納入することができること。
この調達物品の納入後、アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。
この調達物品について、本市又は他官公庁において類似の実績があること。
- 3 競争参加申込書の配布・提出及び問い合わせ先
この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。
ただし、競争入札参加申込みの郵送による提出は認めません。
配布・提出場所及び問い合わせ先
〒210-8577
川崎市川崎区宮本町1番地
総務局情報管理部システム管理課 担当 佐々木

電 話 : 044 - 200 - 2111 (代表)
 : 044 - 200 - 3076 (直通)
F A X : 044 - 200 - 3752
E-mail : 16syskan@city.kawasaki.jp

配布及び提出期間

平成21年5月11日(月)から平成21年5月18日(月)までとします。

(土曜日、日曜日を除く毎日8時30分から12時まで及び12時45分から17時まで)

提出方法

持参に限る。

入札説明書の交付

3により競争参加申込書を提出した者に無償で入札説明書を交付します。また、入札説明書は3の場所において平成21年5月11日(月)から平成21年5月18日(月)まで縦覧に供します。

4 競争入札参加者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、納入する物品の商品説明書(カタログ等)を平成21年5月27日(水)までに3の場所に提出しなければなりません。この場合において、提出された書類等を審査した結果、当該物品を納入することができるものと認められた者に限り、入札に参加することができます。

なお、競争入札参加者は、開札日の前日までの間において、本市から当該書類に関し説明を求められたときには、これに応じなければなりません。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

競争参加申込書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿へ登載した際に電子メールのアドレスを登載している場合は、一般競争入札参加資格確認通知書は自動的に電子メールで配信されます。

日 時

平成21年5月29日(金) 14時

場 所

川崎市川崎区東田町5-4
川崎市役所第3庁舎9階

6 仕様に関する問い合わせ先

3に同じ

7 入札参加資格の喪失

上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、入札に参加できません。

8 入札の手続き等

入札方法

契約金総額で行います。

入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成21年6月3日(水)13時30分から

イ 場所 川崎市川崎区東田町5-4

川崎市役所第3庁舎 9階

総務局情報管理部システム管理課開発室

入札保証金

免除とします。

落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

入札の無効

入札に参加する資格のない者の行った入札及び川崎市において定める「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

契約書作成の要否

必要とします。

契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3の場所において閲覧できます。

10 その他

契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

詳細は入札説明書によります。

川崎市公告(調達)第118号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成21年5月11日

川崎市長 阿部孝夫

1 競争入札に付する事項

件 名

クライアント管理システムの賃貸借及び保守に関する契約

履行場所

川崎市川崎区東田町5-4

履行期間

平成21年10月1日から平成26年9月30日まで

調達物品の概要

入札説明書によります。

2 競争参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべ

て満たさなければなりません。

川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則28号)第2条の規定に該当しないこと。

平成21・22年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」に登録されていること。

なお、有資格業者名簿に登録のない者(入札参加業種に登録のない者も含む。)は、財政局管財部契約課に所定の様式により、資格審査申請を平成21年5月22日(金)までに行ってください。

川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。

この調達物品について、本市又は他官公庁において類似の契約実績があること。

この調達物品を契約締結後確実に速やかに納入することができること。

この調達物品の納入後アフターサービスを本市の求めに応じて速やかに提供できること。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望するものは、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210 - 8577

川崎市川崎区東田町5 - 4 (第3庁舎9階)

総務局情報管理部システム管理課

担当 木村・村石

電話 044 - 200 - 2055

配布・提出期間

平成21年5月11日(月)から平成21年5月26日(火)までとします。

(土・日及び休日を除く毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

提出方法

持参に限る。

4 競争参加資格確認通知書の交付

競争参加申込書を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書を交付します。

場 所

3 に同じ

日 時

平成21年6月2日(火)

その他

競争参加資格があると認められた者には、入札説明書を無料交付します。

また、入札説明書は3 の場所において平成21年5月11日(月)から平成21年5月26日(火)まで縦覧に供します(土・日及び休日を除く毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。

5 競争参加者に求められる義務

この入札の参加者には、入札説明書を配布しますので、次の日時・場所のとおり御来庁ください。

日 時

平成21年6月2日(火)

場 所

川崎市役所 第3庁舎9階

6 仕様に関する問い合わせ先

総務局情報管理部システム管理課

担当 木村・村石

電話 044 - 200 - 2055

7 競争参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、競争参加資格を喪失します。

8 入札の手続等

入札方法

リース月額で行います。

入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成21年6月25日(木) 午後2時

イ 場所 川崎市役所 第3庁舎 9階 開発室1

郵送による場合の入札書の受領期限及びあて先

ア 期 限 平成21年6月24日(水) 必着

イ あて先 3 に同じ

入札保証金 免除とします。

落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

契約書作成の要否

必要とします。

契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3 の場所において閲覧できます。

10 その他

契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

詳細は、入札説明書によります。

当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

関連情報を入手するための窓口

3 に同じ

11 Summary

Nature and quantity of the products to be leased :

The contract for the lease and maintenance of personal computers and other necessary equipment for the Kawasaki City Office intra information system.

Time-limit for tender :

2 : 00 P . M . June 25 , 2009

Time-limit for tender by mail :

June 24 , 2009

Contact point for the notice :

KAWASAKI CITY OFFICE

System Management Section

Information Management Department

General Affairs Bureau

5-4 , Higashida-cho , Kawasaki-ku

Kawasaki , Kanagawa 210-8577 , Japan

Tel : 044-200-2055

水 道 局 告 示

川崎市水道局告示第16号

川崎市水道局指定給水装置工事事業者の指定について

水道法(昭和32年法律第177号)第16条の2第1項の規定に基づき、川崎市水道局指定給水装置工事事業者として次の者を指定したので、同法第25条の3第2項の規定により告示します。

平成21年4月28日

川崎市水道局長 粟 冠 和 美

1 指定番号 第1120号

氏名又は名称 有限会社トリアス

住 所 横浜市中区本牧町二丁目308番地
ニックハイム本牧101号室

代表者氏名 菊谷 力

指定年月日 平成21年4月28日

2 指定番号 第1121号

氏名又は名称 有限会社ユーテック

住 所 神奈川県厚木市山際727番地3

代表者氏名 吉本 芳恵

指定年月日 平成21年4月28日

3 指定番号 第1122号

氏名又は名称 株式会社シンサナミ

住 所 横浜市旭区鶴ヶ峰二丁目5番地

代表者氏名 岩下 幸男

指定年月日 平成21年4月28日

4 指定番号 第1123号

氏名又は名称 株式会社ワークス

住 所 横浜市港南区日野中央一丁目4番11号

代表者氏名 小幡 伸弘

指定年月日 平成21年4月28日

川崎市水道局告示第17号

川崎市水道局指定給水装置工事事業者の指定事項の変更について

水道法(昭和32年法律第177号)第25条の7の規定に基づき、指定事項変更の届出がありましたので告示します。

平成21年4月28日

川崎市水道局長 粟 冠 和 美

1 指定番号 第166号

氏名又は名称 青葉設備工業株式会社

住 所 (新)川崎市多摩区菅二丁目2番8号

(旧)川崎市多摩区宿河原三丁目9番2号

代表者氏名 岡 洋祐

変更年月日 平成21年3月24日

2 指定番号 第186号

氏名又は名称 株式会社ヒラマ

住 所 (新)横浜市保土ヶ谷区仏向町1059番地102

(旧)横浜市保土ヶ谷区桜ヶ丘一丁目5番17号

代表者氏名 平間 利夫

変更年月日 平成21年1月1日

3 指定番号 第367号

氏名又は名称 積和建設藤沢株式会社

住 所 神奈川県藤沢市亀井野3092番地の1

代表者氏名 (新)上野 伸一

(旧)伊丸 治春

変更年月日 平成21年3月26日

4 指定番号 第525号

氏名又は名称 あすか創建株式会社

住 所 東京都品川区大崎四丁目1番2号

代表者氏名 (新)佐藤 卓雄